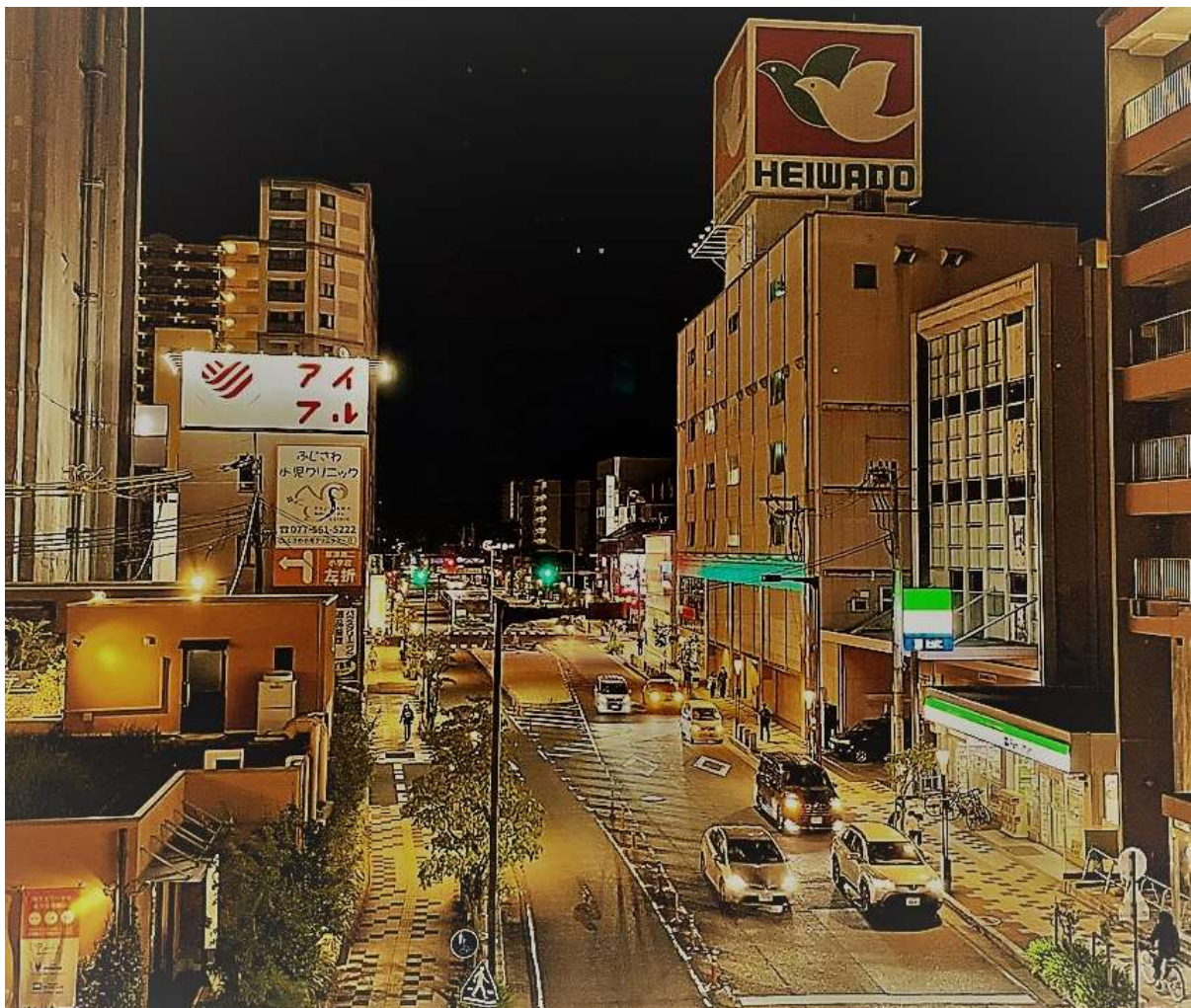


草津市

電光可変式広告物

ガイドライン



目 次

第1章 はじめに

- ・ガイドラインの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ・電光可変式広告物とは

第2章 電光可変式広告物の管理について

- ・安全点検管理について・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ・安全点検の頻度について
- ・安全点検調書について
- ・管理者の資格について・・・・・・・・・・・・・・3

第3章 電光可変式広告物の規制の基準について

- ・設置可能な許可地域について・・・・・・・・・・4
- ・電光可変式広告物におけるエリア別の許可基準について・・・・・・・・5
- ・規制の基準について・・・・・・・・・・・・・・6

第4章 基準に基づく許可申請の手続きについて

- ・許可申請の手続きについて・・・・・・・・・・・・7

第1章 はじめに

1 ガイドラインの目的

草津市内には、近年、光や動き、音を活用したデジタルサイネージ等の新しい広告物が見られるようになりました。そのような広告物は、一般の広告物と比べより効果的な宣伝効果が得られる一方で、光を発することから周辺環境に与える影響が大きく、周囲に不快な印象を与えることが懸念されます。

本ガイドラインは、電光可変式広告物の基準を草津市屋外広告物条例、同条例施行規則で運用するにあたり、ルールに基づき景観誘導を行うことで、魅力ある良好な景観形成を目指すことを目的としています。

※このガイドラインにおいて、次のとおり略称を用います。

「法」・・・屋外広告物法

「条例」・・・草津市屋外広告物条例

「規則」・・・草津市屋外広告物条例施行規則

2 電光可変式広告物とは

電光可変式広告物とは、看板、広告板、広告塔または立看板のうち自ら発光または照射し、映像を流すことが可能なもの(規則別表1)をいい、デジタルサイネージ、屋外ビジョン等を指します。

※電光可変式広告物のあたらないもの

- ・ガソリンスタンドの値段表示用、文字のみを表示する看板

(屋外広告物として、法、条例、規則の対象となります。)

- ・屋内に設置するもの

(屋外に向けて広告を行うものは、輝度や消灯時間等については、屋外に設置するものと同様の配慮をお願いします。)

第2章 電光可変式広告物の管理について

1 安全点検管理について(条例第17条参照)

電光可変式広告物は一般の広告物に比べ重量が重く、電気を用いる広告物であるから定期的に安全点検を実施してください。

2 安全点検の頻度について

電光可変式広告物の点検については、3年(規則別表第1に基づく許可期間)に1回実施することとしていますが、日頃から点検を行い、安全管理に努めてください。

3 安全点検調書について

電光可変式広告物は一般の広告物の点検項目に加え電気関連の点検も必要となることから、以下の項目(規則様式第10号参照)に沿って安全点検を実施してください。

一般の広告物(規則様式第9号)	電光可変式広告物(規則様式第10号)
・表示面が汚染、褪色等していないこと ・主要部材が変形、劣化、腐食していないこと ・ボルト、ナット、ビス等が破損していないこと ・溶接、支持部分に亀裂、変形がないこと ・照明装置のちらつき等がないこと	<u>(一般の広告物の点検項目に加えて)</u> ・表示面の無点灯箇所がないこと ・電気配線の緩み、劣化がないこと ・点検箇所の写真を添付すること

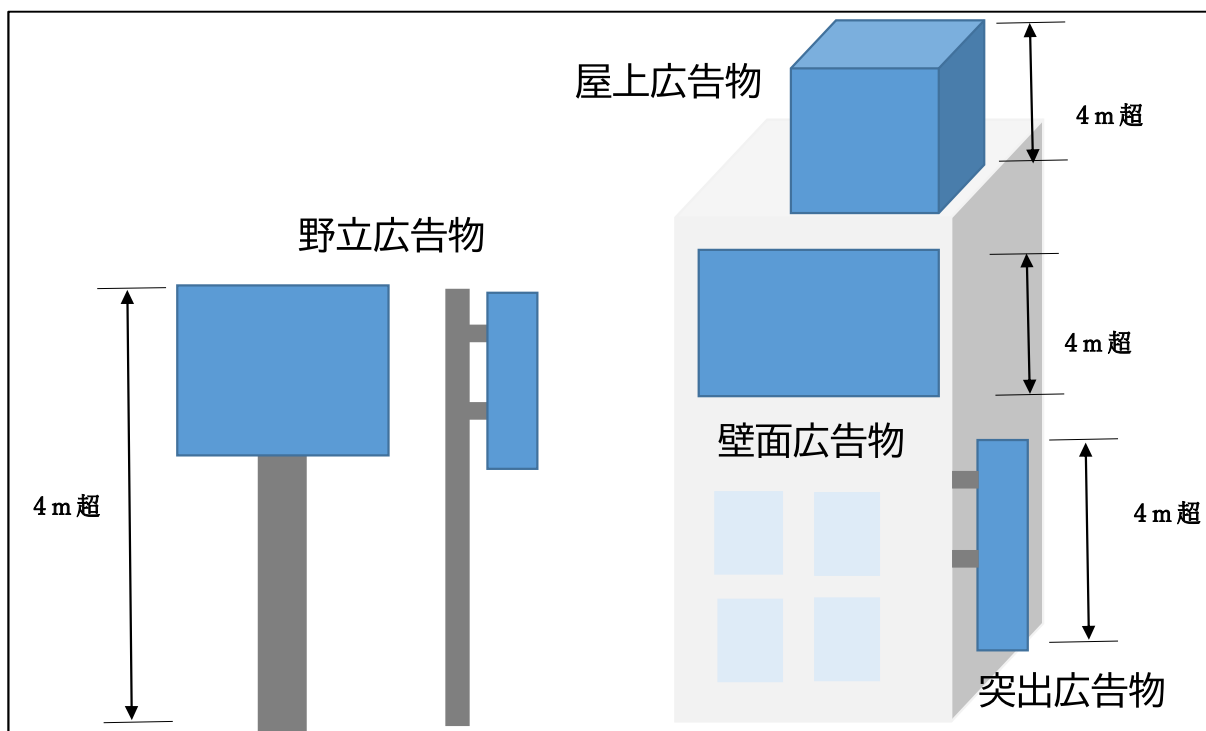
4 管理者の資格について

一般の広告物と同様、建築基準法第88条第1項に規定する工作物の確認申請が必要な広告物(高さ4m以上)については、条例第10条第2項に定める資格者を管理者として定めてください。

資格一覧

- | | |
|--------------|---------------|
| ・屋外広告士 | ・技能検定修了者 |
| ・屋外広告物講習会修了者 | ・職業訓練指導員免許所持者 |
| ・職業訓練修了者 | |

工作物確認申請が必要な広告物



第3章 電光可変式広告物の規制について

1 設置可能な許可地域について

禁止地域1

●草津市景観計画に定める琵琶湖岸ゾーン

禁止地域2

●第1・2種低層住居専用地域 ●風致地区 ●指定文化財の周囲50m ●史跡名勝天然記念物の指定範囲 ●琵琶湖国定公園特別地域 ●景観計画に定める河川・緑軸
●名神・新名神高速道路 ●都市公園・緑地 ●古墳・墓地

広告規制型景観形成地区(本陣地区)

●草津市景観計画で定める東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区内の地域

凡例

モデル地区

本陣地区

禁止地域1

禁止地域2

第1種許可地域

第2種許可地域

第3種許可地域

第1種許可地域

●草津市景観計画で定める幹線道路軸または県道大津能登川長浜線から100m以内
●名神・の道路境界から30m以内
●鉄道新名神高速道路または東海道新幹線から500m以内の地域

第2種許可地域

●第1種許可地域および広告規制型景観形成地区(モデル地区・本陣地区)以外の地域

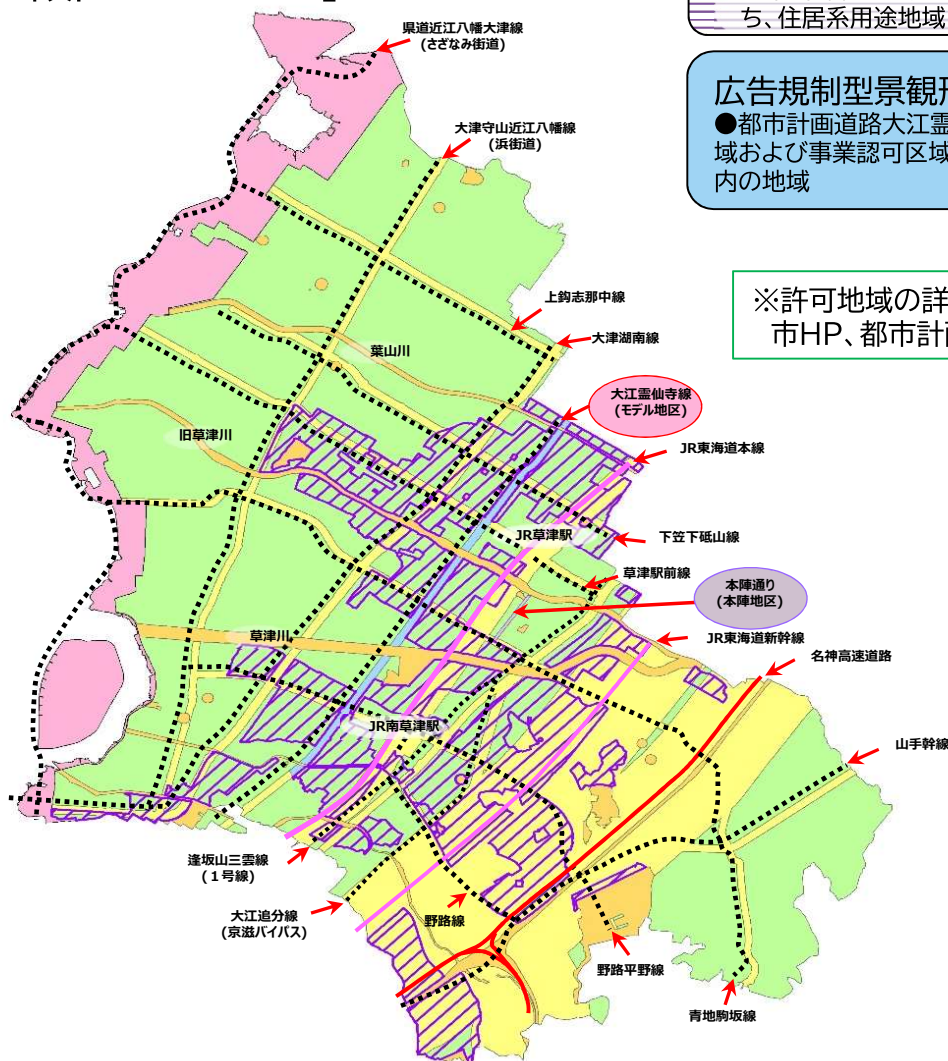
第3種許可地域

●第1種許可地域および第2種許可地域のうち、住居系用途地域(※)の区域

広告規制型景観形成地区(モデル地区)

●都市計画道路大江霊仙寺線のうち、供用開始区域および事業認可区域で、道路境界から30m以内の地域

「設置できません」



※許可地域の詳細については市HP、都市計画課で確認できます。

2 電光可変式広告物におけるエリア別の許可基準について

第1種および第2種許可地域における基準

項目		基準
壁面広告物	面積	壁面面積×1/2以下
	高さ等	壁面からはみ出さない
野立広告物	面積等	—
	高さ	20m以下
屋上広告物		設置できません
突出広告物	突出幅	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以内
	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない
	下端の高さ	車道:4.7m以上、歩道:2.7m以上

※第2種許可地域のうち用途地域が商業地域または近隣商業地域に該当するエリア

第3種（第1種）許可地域における基準

項目		基準
壁面広告物	面積	壁面面積×1/3以下
	高さ等	壁面からはみ出さない
野立広告物	面積等	—
	高さ	10m以下
屋上広告物		設置できません
突出広告物	突出幅	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以内
	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない
	下端の高さ	車道:4.7m以上、歩道:2.7m以上

※第3種(第2種)許可地域は設置できません。

広告規制型景観形成重点地区（モデル地区）における基準

項目		基準
壁面広告物	面積	壁面面積×1/4以下かつ3㎡以下
	高さ等	壁面からはみ出さない
野立広告物	面積等	3㎡以下
	高さ	4.5m以下
屋上広告物		設置できません
突出広告物	突出幅	取付壁面から1.5m以下かつ官民境界から1m以内
	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない
	下端の高さ	車道:4.7m以上、歩道:2.7m以上

3 規制の基準について

①音

全面禁止とします。

②消灯時間

24:00～6:00は消灯すること。

ただし、周辺住民からの苦情等があれば、上記以外の時間であっても直ちに消灯時間について対応してください。

③表示内容

他の法令や条例などに抵触しないように遵守すること。

参考法令：著作権法、個人情報保護法、滋賀県青少年の健全育成に関する条例

④その他基準

(1)明るさ

昼間：周辺環境に調和した明るさとすること。

夜間：光害対策ガイドラインで示す各指針を推奨値とする。

(参考)光害対策ガイドライン＜出典：環境省＞

地域	輝度
村落部や郊外の住宅地等で道路照明灯や防犯灯等が主として配置されている程度であり、周辺の明るさが低い地域	400cd/m ²
都市部住宅地等で道路防犯灯・街路灯や屋外広告物がある程度設置されており、周囲の明るさが中程度の地域	800cd/m ²
大都市中心部、繁華街等で、屋外照明や屋外広告物の設置密度が高く、周囲の明るさが高い地域	1,000cd/m ²

(2)信号機周辺の規制

信号機周辺に設置を検討している場合は、信号機の誤認を防ぐため、公安協議を指示する場合があります。

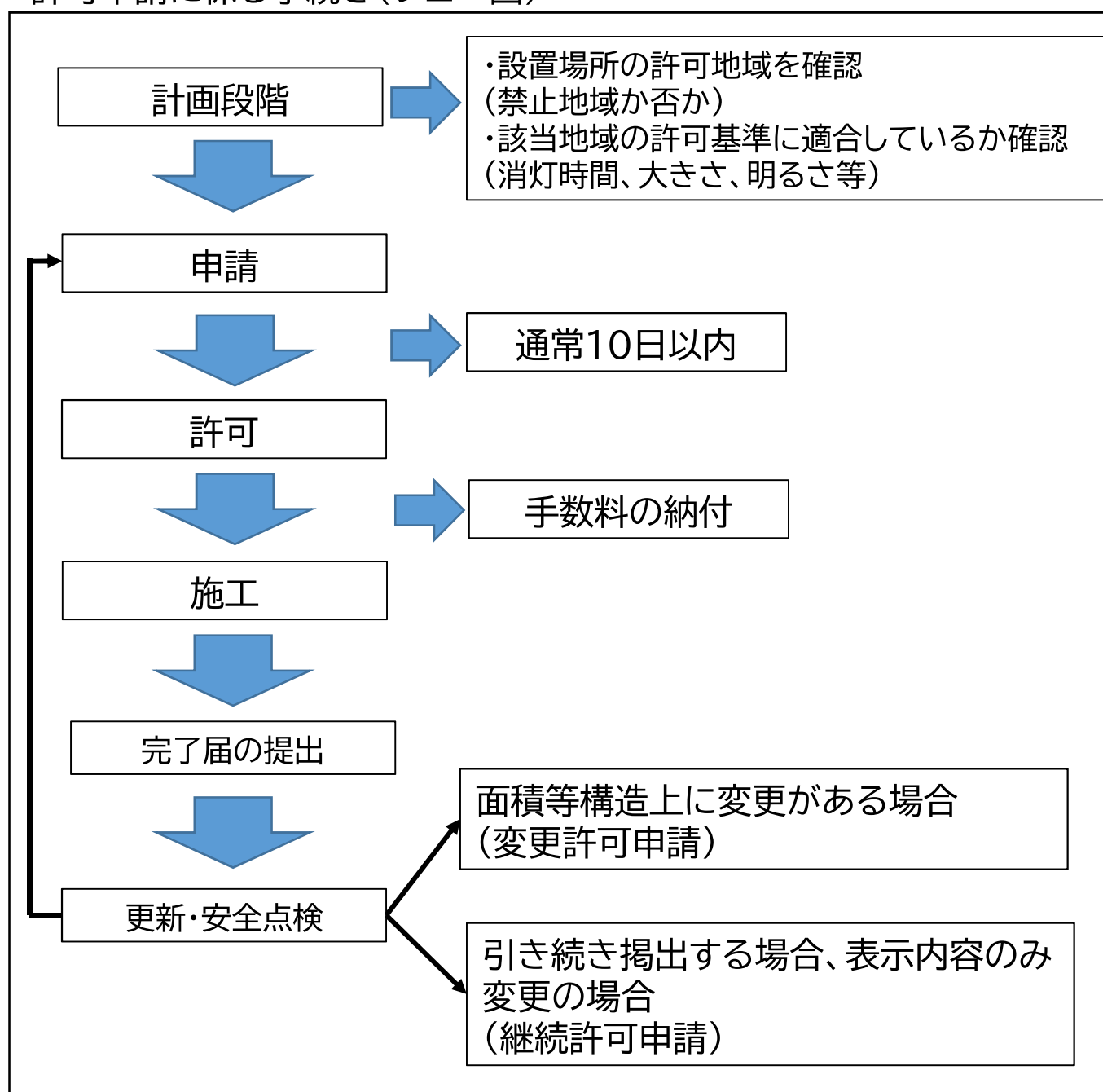
第3章 基準に基づく許可申請の手続きについて

1 許可申請の手続きについて

許可申請の手続きについては、下記フローに沿って申請を行ってください。なお、通常の広告物では、意匠変更がある場合は変更許可申請の手続きが必要ですが、電光可変式広告物は表示内容を頻繁に変更可能な広告物であることから、映像内容(意匠)の変更に係る変更許可申請は不要とします。

また、住所氏名変更届出書や除却届出書等の手続きについては、「草津市屋外広告物ガイドライン」を参照してください。

許可申請に係る手続き(フロー図)





草津市役所 都市計画部 都市計画課 景観係

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

電話：077-561-6507 FAX：077-561-2486